

第9表〔記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表は、寄附日の状況により記載してください。
- 2 「(1) 借入金の明細」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「借入期間」欄は、寄附を受けた公益法人等の借入金（公益信託の信託財産とするための寄附である場合は、その公益信託に係る信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務）の借入期間を記載してください。
 - (2) 「担保の種類及び担保物」欄は、「抵当権」、「根抵当権」等の担保の種類及び「土地」、「定期預金」等の担保の目的となっている財産の種類を記載してください。
- 3 「債務者と寄附者等との関係」欄及び「主たる債務者と寄附者等との関係」欄における寄附者等とは、次に掲げる寄附を受けた公益法人等の区分に応じて、それぞれ次に定める者をいいます。

区 分	寄 附 者 等
公益信託の受託者以外	寄附をした者、寄附を受けた公益法人等の役員等※若しくは社員又はこれらの者と親族関係若しくは特殊の関係がある者 ※ 理事、監事、評議員その他これらに準ずるものをいいます。
公益信託の受託者	寄附をした者、寄附を受けた公益信託の受託者若しくは信託管理人（その受託者又は信託管理人が法人である場合には、その理事等※を含みます。）又はこれらの者（個人に限ります。）と親族関係若しくは特殊の関係がある者 ※ 理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいいます。

(注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附を受けた公益法人等が他の者又は法人の債務の担保として、土地又は建物を提供している場合には、その債務の担保となっている土地又は建物の登記事項証明書及び金銭消費貸借契約書の写し
- 2 寄附を受けた公益法人等が保証人となっている債務がある場合には、保証契約書などその保証の事実の分かる書類の写し及び金銭消費貸借契約書の写し

(注) 上記1及び2の書類は、寄附を受けた公益法人等と《記載要領》3の寄附者等との間において、金銭消費貸借契約等がある場合に提出してください。